

洞爺湖町健康づくり計画（素案）に関するパブリックコメントについて

1 基本計画（素案）について

意見概要	考え方
<p>計画書の中に「計画の位置づけ」ない。また、第3章の「食生活」と「栄養」における今後の施策と課題並びに「運動」と「身体活動」における今後の施策と課題の＜具体的施策＞の項目に特定健診、特定保健指導の実施が記載されているが、本計画との整合性を図る計画との位置づけがなされていない。このことにより、本計画が何の考え方の根拠に立って策定されているという『計画の位置づけ』が不明確である。</p> <p>さらに、第1章の計画の趣旨と背景では、特定健診、特定保健指導の実施・・・と記載されているが？ その点を具体的に明確にすべきではないか。 「例示の参考」として</p> <p>2 計画の位置づけ</p> <p>本計画は健康増進法第8条第2項の規定に基づく市町村健康増進計画に基づき、洞爺湖町として健康増進に関する基本的な事項について定めるものであり、洞爺湖町民の健康づくりについての基本的な考え方や行動目標、具体的な施策や取組むことができるよう基本的な考えを取りまとめた計画であります。また、町民・家族・地域・学校・職場、行政、関係機関が互いに連携をとりつつ積極的に施策に参画し、それぞれの役割を果たして行くための行動計画でもあります。</p> <p>また、計画の推進にあたっては、「洞爺湖町まちづくり総合計画」及び「洞爺湖町次世代育成支援行動計画」や「洞爺湖町特定健康診査、特定保健指導実施計画」、「洞爺湖町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」、等の健康づくりに関する関連計画等との整合を図るものとします。</p> <p>と、明確にすべきではないだろうか！</p>	<p>健康づくり計画の策定にあたっては、第1章の「計画の策定にあたって」に国の策定経緯等を示しているとおおり、洞爺湖町においては初めての計画策定となります。第2章で基本的な考え方にふれていますが、ご指摘のとおり本計画の根拠を示す「計画の位置づけ」については、町としての基本的な事項について定めるものでありますので、パブリックコメントの実施に伴い、今回のご意見を計画策定委員会に諮り、明記してまいりたいと存じます。</p> <p>なお、委員会においては計画のテーマとしている「食」と「運動」に伴い、食の生産者や食生活改善推進員、健康づくり推進員等各専門分野に関わる方々により、審議をいただいております。</p> <p>また、第3章にあります「食生活」と「栄養」、「運動」と「身体活動」における今後の施策と課題の具体的施策の項目に特定健診、特定保健指導の実施について記載されているが、本計画との整合性を図る計画との位置づけがされていないとのご指摘については、「食」と「運動」は日常生活における土台と位置づけられるものであり、健康に過ごすためには病気の予防が不可欠でもあります。健診を受けることにより自身の体の状態を知ることが予防・改善対策につながるころから具体的な施策の一環として個々の特定健診、特定保健指導の実施を掲げ、受診勧奨を行っていく意味合いで明記したものであります。</p>